

「日本語に通じない児童生徒」への ダイジー教科書の利用促進について

令和7年3月19日
文部科学省初等中等教育局教科書課

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年6月18日公布、同年9月17日施行）

目的(第1条)

- 教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等を図る
- 児童生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず、十分な教育が受けられる学校教育の推進に資する

教科用特定図書等の定義(第2条)

- 視覚障害のある児童生徒の学習の用に供するため、文字、図形等を拡大して検定教科書を複製した図書 → 拡大教科書
- 点字により検定教科書を複製した図書 → 点字教科書
- その他障害のある児童生徒の学習の用に供するため、作成した教材であって検定教科書に代えて使用し得るもの → 音声教材等

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年6月18日公布、同年9月17日施行）

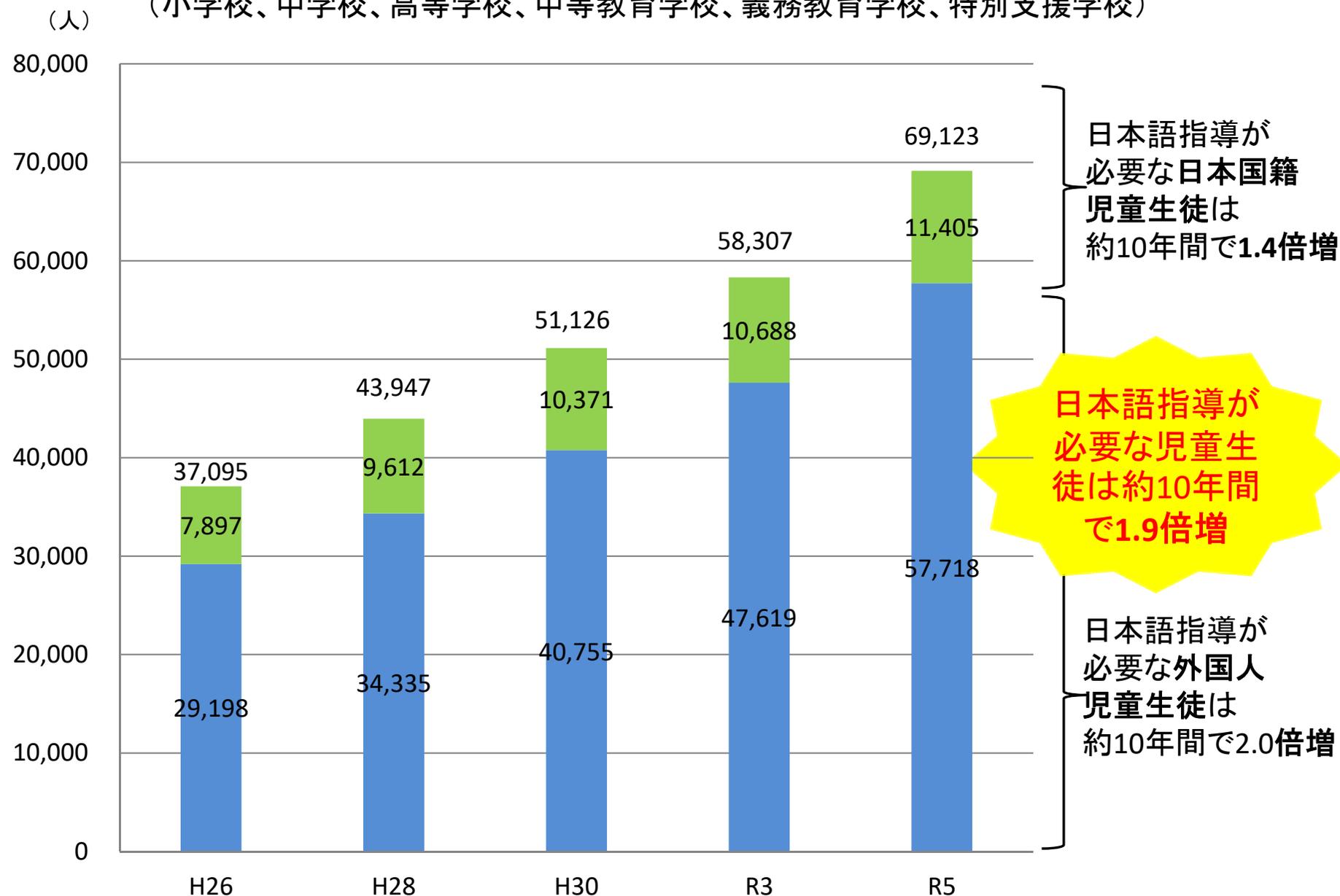
法改正（令和6年6月19日公布・令和6年7月19日施行）の概要

- 教科書の内容を音声化した音声教材は、使用者が随意に教科書の音声情報を入手できる機能を持つこと等から、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の抱える困難を軽減させるためにも有効とされている。
- 音声教材は障害のある児童生徒を対象として作成されており、外国人児童生徒等は音声教材の提供の対象外であったため、外国人児童生徒等が音声教材を使用して学習することができるよう、改正が行われた。
- 法改正により、当分の間、文部科学大臣等は、音声教材等の教科用特定図書等を発行する者が障害のある児童生徒及び日本語に通じない児童生徒の両者の学習の用に供するために教科用特定図書等を発行する場合にも、教科書デジタルデータを提供することができるようになった。

従来まで音声教材の提供対象だった障害により検定教科書の使用に困難がある児童生徒に加え、日本語に通じない児童生徒についても音声教材の提供が可能となりました。

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

音声教材普及推進会議について

音声教材普及推進会議

- … 教育委員会のご関係者や、実際に指導に携わる教職員の方々等を対象とし、音声教材の概要や具体的な活用方法を製作団体よりお伝えする会議です。
また、会議の最後には実際の音声教材に触れながら、製作団体に活用方法等をご相談いただける体験会も実施しています。

令和7年度 実施日程 → 令和7年度の製作団体と調整次第、
都道府県教育委員会を通じてお知らせします。
(教職員の方々に参加しやすい8月を想定)

過去の開催概要 → 文部科学省HPにおいて、
過去の資料・動画を掲載しています。

音声教材普及推進会議HP

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1422882_00012.htm



音声教材についてよくある質問

音声教材に関してよくいただくご質問について、文科省HPに回答を掲載しています。
下記のほかにもQ&Aを掲載していますので、ご覧ください。

質問一覧

1. 利用対象者

- [質問1: 音声教材使用の対象となる児童生徒の障害はどのようなものですか。](#)
- [質問2: 通常学級に在籍する児童生徒も使用することは可能ですか。](#)
- [質問3: 在籍している学年・学校より上の学年・学校の教科書の音声教材を使用することは可能ですか。](#)
- [質問4: 音声教材を使用するべきかどうかのアセスメントはどのように行えばよいですか。](#)
- [質問5: 音声教材を教員等が使用することはできますか。](#)
- [質問6: 音声教材は外国人児童生徒や帰国児童生徒も使用することは可能ですか。](#)

2. 音声教材の提供について

- [質問7: 音声教材を入手するためにはどのような手続が必要ですか。](#)
- [質問8: 音声教材の申請には、医師による診断書・意見書は必要ですか。](#)
- [質問9: 個人の申請の他、市町村教育委員会単位での申請のケースもあるようですが、そのような方法も可能ですか。](#)
- [質問10: 入手するための申請手続は、いつ行えばよいですか。](#)
- [質問11: 音声教材の使用に費用はかかりますか。また、準備する機器などはありますか。](#)

HPにも掲載されていないご不明点は、
お近くの教育委員会又は文部科学省まで
お問い合わせください。

文部科学省HP

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1378518.htm



文部科学省問合せ先:
初等中等教育局 教科書課 教科用特定図書普及推進係 5
03-5253-4111(内線4743)